

ゼネラルグループ グリーン調達基準

2026年1月1日 (1.1版)

株式会社ゼネラル

目次

1. ゼネラルグループ グリーン調達基準について	2
1.1. 目的	2
1.2. 適用範囲	2
2. グリーン調達の要件	2
2.1. 環境マネジメントシステム (EMS) の構築	2
2.2. ゼネラルグループ指定化学物質要求の順守	2
2.3. 製品含有化学物質管理システム (CMS) の構築	3
3. 納入品に対する環境アセスメント実施のお願い	5
3.1. 小型二次電池を使用している納入品への表示	5
3.2. 省エネルギー	5
3.3. 再資源化への配慮	5
3.4. 処理・処分の容易化	6
3.5. 梱包材の環境配慮	6
4. 情報の開示	7
4.1. 納入品に関する情報	7
4.2. お取引先に関する情報	8
【ゼネラルグループ会社一覧】	8
【改訂履歴】	8

1. ゼネラルグループ グリーン調達基準について

1.1. 目的

ゼネラルグループは、あらゆる事業領域で環境活動を行っており、その一環として環境負荷の少ない製品の調達を推進しています。本基準は、グリーン調達に関するゼネラルグループの基本的な考え方や、お取引先にお願いする具体的内容について示しています。

1.2. 適用範囲

本基準は、ゼネラルグループ共通の基準として制定し、ゼネラルグループ会社がお客様へ販売する製品に適用するために調達する納入品、およびそのお取引先に適用いたします。ここでいう「納入品」は、材料、部品、ユニット、付属品、包装梱包材、OEM/ODM 製品、ソフトウェア、サービス等、及び製造に使用される副資材です。ゼネラルグループ社内で使用される設備、IT 機器、文具、事務消耗品等は含みません。

本基準におけるゼネラルグループ会社とは、8 ページに示す当社の関連会社です。

なお、ゼネラルグループ会社独自の基準が提示された場合、あるいは個別の購入仕様書や図面で別途要求仕様の規定がある場合には、それらを優先してください。

2. グリーン調達の要件

ゼネラルグループがお取引先に求める「グリーン調達」の要件は以下となっております(表 1)。

ゼネラルグループはこれらの要件を満足するお取引先からの調達を推進します。

表 1 お取引先に求めるグリーン調達の要件

	要 件	部材系の お取引先*	部材系以外の お取引先	項
(1)	環境マネジメントシステム(EMS)の構築	○	○	2.1
(2)	ゼネラルグループ指定化学物質要求の順守	○	—	2.2
(3)	製品含有化学物質管理システム(CMS)の構築	○	—	2.3

*部材系のお取引先：ゼネラルグループ製品の構成部材または OEM/ODM 製品等を納入するお取引先

2.1. 環境マネジメントシステムの構築 (Environmental Management System)

ゼネラルグループでは、環境保全活動を自律的、継続的に改善しながら推進いただくため、お取引先に環境マネジメントシステム (EMS) の構築をお願いしております。ISO14001 等の第三者認証 EMS を原則としておりますが、不可の場合は、お取引先の状況に合わせた形で PDCA の回る EMS を構築していただけますようお願いいたします。

2.2. ゼネラルグループ指定化学物質要求の順守

ゼネラルグループは、納入品(ゼネラルグループ製品の構成部材または OEM/ODM 製品および包装梱包材) に適用する化学物質規制を定め、お取引先に順守をお願いしております。

1) 指定化学物質選定の考え方

対象化学物質は、EU RoHS 指令や REACH 規則などの国際的な法規制に関わる物質、および日本の「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律」(化審法)の「第一種特定化学物質」等を参考に規定しております。

詳細は下記 2)項を参照してください。また、指定化学物質の含有に関する情報開示については、4.1.項の「納

入品に関する情報」をご参照ください。

2) ゼネラルグループ指定化学物質

納入品(ゼネラルグループ製品の構成部材またはOEM/ODM 製品および包装梱包材)は、ゼネラルグループが定める下記 a)～c) の各要求を順守してください。

ただし、購入仕様書、図面等に個別の指定(例えば、下記物質群以外の化学物質に関する指定、異なる含有禁止基準、または異なる除外用途の適用等)がある場合はそれらが優先されます。

また、包装梱包材は、お取引先(またはお取引先が業務を委託した運送業者)が行った包装梱包をゼネラルグループで開梱せず、そのままゼネラルグループのお客様に渡る包装梱包材も対象とします。なお、3.5項「包装梱包材の環境配慮」に環境アセスメント実施に関するお願い事項がありますので、そちらもご覧ください。

※ゼネラルグループ指定化学物質については、下記 URL に掲載している「ゼネラルグループ指定化学物質リスト」をご確認ください。 <https://www.generalww.com/jp/corporate/procure/green.html>

a) 含有禁止物質

- ◆ 納入品(包装梱包材含む)は、「ゼネラルグループ指定化学物質リスト」表1A、B、Cに記載された化学物質の含有を原則として禁止します。
- ◆ 対象物質、含有禁止基準については、「ゼネラルグループ指定化学物質リスト」表1A、B、Cおよび備考を参照してください。
- ◆ 「ゼネラルグループ指定化学物質リスト」に示す含有禁止物質に係る適用除外に該当する場合は、含有禁止の対象外とします。

b) 含有報告物質

- ◆ 納入品(包装梱包材含む)へ「ゼネラルグループ指定化学物質リスト」表2A、Bに掲載された規制の対象化学物質を含有している場合、対象物質の質量、使用用途、含有部位等を報告してください。
- ◆ 対象となる規制または物質については、「ゼネラルグループ指定化学物質リスト」表2A、2Bおよび備考を参照してください。
- ◆ 今後、規制候補物質として俎上にあがった含有物質に関しては、本基準の改定を待たず報告をお願いする場合があります。

c) 納入先国・地域における法規制対象物質

- ◆ 上記 a)～b) で対象としていない物質であっても、納入先国・地域(例えば、海外のゼネラルグループ会社へ納入する場合)において、製品含有化学物質以外の各国の労働安全関連法規を順守してください。

2.3. 製品含有化学物質管理システムの構築 (Chemical substances Management System)

ゼネラルグループでは、部材系のお取引先に、製品含有化学物質管理システム(CMS)の構築をお願いしています。EU のRoHS 指令やREACH 規則、中国の「電気電子製品有害物質使用制限管理弁法」(中国版RoHS)、日本のJ-Moss などの法規制を順守するためには、製品に含まれる特定化学物質の管理が必要です。そのため、サプライチェーンに連なる各企業は、社会的責任として製品に含まれる化学物質について「適正で実効性のある管理」を行うことが必要となっています。

このような背景から、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)の「製品含有化学物質管理ガイドライン」^{*1} 発行や日本産業標準調査会(JISC)の「JIS Z 7201」^{*2} などで、製品含有化学物質に関する管理指針の共通化を産業

界全体で進めております。

ゼネラルグループでは上記「製品含有化学物質管理ガイドライン」および「JIS Z 7201」の趣意に沿い、具体的にお取引先に実施していただきたい事項を明確化した「CMS チェックシート」を作成しました。なお、ゼネラルグループがお取引先に求める CMS の概要は、表 2 をご参照ください。

ゼネラルグループでは、CMS の構築状況および運用状況確認のため、お取引先の製造拠点等を訪問し、「CMS チェックシート」に基づいて監査を実施しております。また監査結果に基づき、実施不十分な項目に対する改善のお願いや、CMS 構築の支援等を実施しております。最終的に改善が見られない場合は、お取引の見直しを行う場合があります。

詳細につきましては、CMS 構築をお願いするお取引先に個別にご説明いたします。

*1: ガイドラインはJAMP ホームページよりダウンロード可能 (<https://chemsherpa.net/>)

*2: JIS Z 7201 :「製品含有化学物質管理-原則及び指針」2017 年 12 月 20 日改正

JISC ホームページより閲覧可能 (<http://www.jisc.go.jp/index.html>)

表 2 CMS の要求項目

項	要 求 項 目	要求内容の概要
1	方針	経営責任者、事業責任者による取組み方針の明確化
2	管理基準の明確化	法規制・業界基準・顧客要求の管理手順の明確化
3	管理範囲の明確化	管理すべき製品・工程・構成部材・化学物質の明確化
4	目標の策定及び運用プロセスの計画	目標・計画の明確化と見直しの実施
5	組織体制、責任と権限の明確化	管理に携わる部門の役割、責任の明確化
6	設計・開発	設計・開発過程における要求事項への適合確認、他
7	含有化学物質情報入手・確認	サプライヤーからの情報入手・確認の仕組作り
8	購買管理	サプライヤーへの要求事項伝達、他
9	受入確認	部材受入時の自社基準への適合確認
10	工程管理	化学物質の含有量が変化する工程における管理内容の明確化、識別管理、コンタミ防止、他
11	出荷時の確認	製品出荷時の自社基準への適合確認
12	トレーサビリティ	製品トレーサビリティの明確化
13	変更管理	含有化学物質管理に関わる変更（設計、工程、購入先等）が生じた場合の処理手順明確化
14	不適合時の対応	不適合品発生時の処理手順明確化
15	教育・訓練	教育内容の明確化
16	文書化及びその管理	文書・記録の保管管理手順の明確化
17	コミュニケーション	情報共有化の体制構築
18	パフォーマンスの評価及び改善	内部監査等による管理実施状況の評価及び改善

要求項目、および要求内容は必要に応じて見直しを行います。

3. 納入品に対する環境アセスメント実施のお願い

納入品に適用される法令順守をお願いいたします。また、納入品に対し可能な限り下記3.1～3.5の環境アセスメントの実施をお願いいたします。なお、購入仕様書、図面等に個別の指定がある場合はそれらを優先してください。

3.1. 小型二次電池を使用している納入品への表示

小型二次電池を使用している納入品は、各国の法令を順守し、法で義務付けられたリサイクルマーク等の表示や取出し容易性への対応をお願いいたします。

3.2. 省エネルギー

納入品は、動作時および待機時に消費電力を可能な限り削減するとともに、次の各項に掲げる基準を順守するよう努めてください。

1) 節電機能の保有

単体で節電機能を持つことが可能な納入品は、主電源以外の箇所の消費電力を自動的に小さくする機能や、オペレータ操作やスケジュール機能によりシステムの一部を切り離して運転する等の機能を保有していること。

2) エネルギーの使用の合理化に関する法律の順守

- ・納入品が法で定める特定機器に該当する場合は、次の基準を順守していること。
- ・法に基づき、エネルギー消費効率の表示を行っていること。
- ・法で定めるエネルギー消費効率の目標基準に配慮し、目標の達成に努めていること。

3) 国際エネルギースタープログラム基準の準拠

納入品が国際エネルギースタープログラムの対象製品に該当する場合は、国際エネルギースタープログラムで定める消費電力の基準値を満足するように努めていること。

3.3. 再資源化への配慮

納入品は再資源化の容易性に配慮し、次の各項に掲げる基準を順守するよう努めてください。

1) プラスチック材料の統一

納入品は、使用するプラスチック材料の種類を可能な限り統一していること。

2) リサイクル容易なプラスチック材料の使用

納入品は、リサイクル困難な熱硬化性プラスチックの使用を可能な限り回避し、リサイクルが容易な汎用プラスチック材料等を使用していること。

3) ポリ塩化ビニルの使用抑制

納入品は、ケーブルの被覆、電子部品の絶縁材料（熱収縮シート等）を除き、ポリ塩化ビニルを可能な限り使用していないこと。

4) プラスチックへの塗装

納入品は、マテリアルリサイクルを困難にするプラスチック材料表面の塗装および、めっき処理を可能な限

り行っていないこと。

5) 材料表示の実施

納入品は、質量 25 g 以上かつ、平らな部分の面積が 200 mm² 以上のプラスチック部品すべてに JIS または ISO の規格に沿った材料表示を行っていること。

なお、難燃剤の表示は、JISK6899-4 (ISO1043-4)に沿った材料表示を可能な限り実施していること。

6) 納入品に添付されるドキュメント類の材料

納入品に添付されるマニュアル等のドキュメント類は、次の基準を順守していること。

- ドキュメント類の全ページに再生紙を使用していること。
- または、FSC 森林認証紙などの環境に配慮したバージンパルプを使用していること。
- ドキュメント類の表紙等に、再生を妨げるプラスチックコーティングを行っていないこと。

3.4. 処理・処分の容易化

納入品は使用後の処理・処分の容易化に配慮し、次に掲げる基準を順守するよう努めてください。

1) 分離・分解性への配慮、複合部品の削減

納入品は改造防止のため特殊ねじの使用等が義務付けられている場合や、火災発生の防止や人体への安全確保等の理由により分解を困難にする必要がある場合を除き、素手および一般工具（プラスドライバ、ナット回し、スパナ、六角レンチ、ピンセット、ニッパ、ペンチ、金槌）によって同一素材、材料単位に分離・分解できること。

3.5. 包装梱包材の環境配慮

納入品の包装梱包材は、次の各項に掲げる基準を順守するよう努めてください。

(A) ゼネラルグループで開梱せず、そのままゼネラルグループの顧客に渡る包装梱包材について

(製品の例：ソフトウェア媒体、単体で販売されるゼネラルグループ製品のオプション品)

1) 梱包材の材料

梱包材の材料は、次の基準を順守していること。

- 段ボールは、古紙配合率 70% 以上のものを使用していること。
- 紙系材料は、プラスチックコーティング、アート紙類の貼り合わせ加工をしていないこと。また外装箱への印刷用インキは、石油系溶剤を削減したインキ、または植物性成分を使用したインキを可能な限り使用していること。
- 適切な代替品が無い場合を除き、ポリ塩化ビニルを使用しないこと。
- 保護袋は特殊なものを除き、紙系または、ポリエチレン、ポリプロピレン等再生容易なプラスチック材料のみを使用していること。
- 紙袋は、プラスチックコーティングや窓部にプラスチックが貼り付けられていないこと。

2) 包装梱包材への表示

包装梱包材は、次の基準を順守し、表示を実施していること。

- 各消費地における現地表示要求を満たすこと

(B) ゼネラルグループで開梱する製品の包装梱包材について

1) 共通事項

- ◆ カドミウム、水銀、鉛、六価クロム等の有害重金属の量を可能な限り少なくすること。
- ◆ 可能な限り回収・リユースに努めること。
- ◆ 適切な代替品が無い場合を除き、ポリ塩化ビニルを使用しないこと。
- ◆ 再生が困難な材質（例：ウレタン製スポンジ）の包装梱包材は、可能な限り使用しないこと。

2) パレット積載について

- ◆ パレットは、可能な限り繰り返し使用できる構造とすること。
- ◆ パレットの材質は、再生可能な材質とすること。
- ◆ ストレッチフィルムの巻き数は、可能な限り少なくすること。
- ◆ P P バンド掛けは、可能な限り行わないこと。

3) 梱包箱について

- ◆ 古紙配合率の高い段ボールを使用すること。
- ◆ 可能な限り、再生を妨げる物質を混入・付着させないこと。

4) 内装用梱包材（緩衝材、トレー、テープ、仕切り板など）について

- ◆ 簡易梱包に努めること。
- ◆ 異種材料の貼り合わせは、可能な限り行わないこと。
- ◆ 粘着テープの使用は、可能な限り少なくすること。
- ◆ プラスチック梱包材は、特殊な用途の場合を除き、PP、PE、PSなどの汎用プラスチックを使用すること。
- ◆ プラスチック梱包材は、表示が可能な場合 JIS または ISO 規格に従った材料表示をすること。

5) 製品の充填のしかたについて

- ◆ 一箱内の員数の単位が指定されている場合は、その単位ごとに区分して充填すること。
- ◆ 梱包箱内の製品の容積率ができるだけ大きくなるよう充填すること。

4. 情報の開示

4.1 項および4.2 項に記載する情報については窓口部門より求められた期日に基づいてご提供ください。

4.1. 納入品に関する情報

- ◆ 含有化学物質情報（使用部位別の構成材料、化学物質の種類、用途、含有量、含有率）
※JAMP が運用する情報伝達スキームの chemSHERPA フォーマットを利用のこと
- ◆ 指定化学物質の非含有等に関する情報
RoHS 対象化学物質に関する法的要件への適合宣言書、その他、規制要件の変化により隨時行う含有調査フォーマット
- ◆ 使用部材の測定結果等
※評価や管理に必要な測定方法については、IEC 62321 に準拠すること
- ◆ OEM 製品に対する、ゼネラルグループが定める製品環境評価規定の情報提出を依頼した場合のアセスメント結果
- ◆ 納入品の生産条件を変更する場合(4M 変更)の、変更に伴う品質・性能・環境面の担保のための各種情報

4.2. お取引先に関する情報

◆ 環境保全に対する取組状況

※ゼネラルグループ環境調査票等による

【ゼネラルグループ会社一覧】

項	正 式 会 社 名
1	株式会社ゼネラル
2	株式会社ゼネラルデバイスソリューションズ
3	GENERAL Air Conditioning Manufacturering (Thailand) Co., Ltd.
4	GENERAL Air Conditioning R&D (Thailand) Co., Ltd.
5	FGA (Thailand) Co., Ltd.
6	将軍空調（上海）有限公司
7	将軍空調（無錫）有限公司

ゼネラルグループ会社につきましては、今後、増減することがあります。

【改訂履歴】

2025 年 9 月 5 日 (初版) 初版制定

2026 年 1 月 1 日 (1.1 版) 本社、グループ会社商号変更

【お問合せ先】

株式会社ゼネラル

グローバル調達部

e-mail : green-proc-cs@generalww.com

【本調達基準の入手先】

<https://www.generalww.com/jp/corporate/procure/green.html>